

介護老人保健施設西の京	文書番号	
(介護予防) 訪問リハビリテーション 運営規程	制改訂日	2026/4/1
	主管部門	管理委員会

(介護予防) 訪問リハビリテーション 運営規程

【改訂管理表】

改訂 番号	制改訂日	改訂内容	作成者	承認者
初版	2019/9/1	初版	事務長	管理委員会
2	2022/4/1	2021 年介護報酬改定時の運営基準改定に伴う見直し。第 9～11 条利用契約書改訂により削除、第 17 条 BCP 策定新設、第 18 条認知症介護に関する基礎研修・ハラスメント防止新設等。条文構成を前後させた。	事務長	管理委員会
3	2024/4/1	2021 年度介護報酬改定の運営基準改定経過措置期間終了に伴い文面を整理した。 第 11 条身体の拘束、第 12 条虐待の防止（条文独立）、第 16 条急変・事故時の対応に事故防止追加、第 18 条業務継続計画の策定等。	事務長	管理委員会
4	2026/4/1	第 4 条 事業所名及び所在地等 (3) 管理者名記載	事務長	管理委員会
5				
6				
7				
8				

介護老人保健施設西の京	文書番号	
(介護予防) 訪問リハビリテーション 運営規程	制改訂日	2026/4/1
	主管部門	管理委員会

第1条 運営規程設置の主旨

社会福祉法人保健福祉の会が開設する介護老人保健施設西の京（以下「事業所」という）において実施する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリ」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第2条 事業の目的

訪問リハビリは、要支援状態及び要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じた自立生活を営むことができるよう支援し、利用者の生活機能の改善と悪化防止または尊厳ある自己実現に寄与することを目的とする。

第3条 運営の方針

介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

- (1) 訪問リハビリの提供に当たっては、医師の指示及び当該サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- (2) 利用者または家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導または説明を行う。
- (3) 常に利用者の病状、心身状況、希望や置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
- (4) それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に沿ったサービス実施状況及びその評価について、リハビリテーション経過記録を作成するとともに、医師に報告する。
- (5) 居宅支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・介護・福祉サービス等と綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

第4条 事業所名及び所在地等

- (1) 事業所名 介護老人保健施設西の京 訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 京都市中京区西ノ京小堀池町16番地
- (3) 管理者名 鈴木 卓

第5条 職員の職種、員数及び職務内容

- (1) 管理者 1人（常勤・兼務）
職員の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1人（常勤・兼務）
訪問リハビリテーションの指示を行う。
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1人以上（常勤・兼務）
医師の指示及び訪問リハビリテーション計画にもとづき、利用者の心身機能の維持回復を図るため、必要なリハビリテーション指導を行う。

第6条 営業日及び営業時間

- (1) 営業日：毎週火・金曜日
事業所・利用者双方の都合等により、曜日を変更して提供する場合がある。

介護老人保健施設西の京	文書番号	
(介護予防) 訪問リハビリテーション 運営規程	制改訂日	2026/4/1
	主管部門	管理委員会

国民の祝日、12月29日～1月3日は休業

(2) 営業時間

9時00分～12時00分

事業所・利用者双方の都合等により、時間帯を変更して提供する場合がある。

第7条 通常の事業の実施範囲

京都市中京区・上京区・右京区・北区の一部

東は千本通、西は132号線(映画村前通)、南は四条通、北は一条通までの範囲とする。

第8条 訪問リハビリテーションの内容

- (1) 居宅サービス計画に基づいた訪問リハビリテーション計画の作成
- (2) 心身機能・身体構造の評価と維持・向上を目的としたリハビリテーション
- (3) 生活機能評価と維持・拡大を目的としたリハビリテーション
- (4) 利用者・家族への精神的支援
- (5) 住宅改修相談と環境調整
- (6) 自助具・補装具・福祉用具導入の検討及び操作方法の指導と練習
- (7) 自己実現と社会参加への援助
- (8) 家族・介護者・サービス担当者へのリハビリテーションの観点からの指導・教育
- (9) 他職種との連携
- (10) モニタリングと訪問リハビリテーションの計画変更・修正

(利用者負担の額)

第9条 利用料等は以下とおりとす。

(1) サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告知上の額とし、その本人負担割合分を徴収する。

(2) 利用者が選択するその他利用料(食事代、日用生活品費、おやつ代、その他実費等)については、当該サービス内容及び費用の説明を行い、書面により同意・契約を行う。

(3) 当施設は、生計困難者について、無料又は低額な費用で、介護老人保健施設を利用できる事業を、西の京利用料減免規定及び細則に基づき実施する。

(秘密の保持・個人情報の保護)

第10条 職員は、業務上知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、これらを保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

利用者の個人情報は、施設で定める「個人情報の取扱規程」に則り取り扱う。利用目的を明確にし、その範囲でのみ取り扱う。個人情報を利用する場合は、あらかじめ同意を得る。

(身体拘束の廃止等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、家族の同意を得、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等を適正化するための委員会を定期的に開催し、指針を整備し、職員の研修を実施する。

(虐待の防止等)

第12条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、担当者を設置し、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、指針を整備し、職員の研修を実施する。

介護老人保健施設西の京	文書番号	
(介護予防) 訪問リハビリテーション 運営規程	制改訂日	2026/4/1
	主管部門	管理委員会

(記録の整備)

第13条 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。また、利用者及び家族から、サービス提供に関する諸記録の提示の要望があった場合は、開示する。

(衛生管理)

第14条 感染症が発生、まん延しないように、「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」を定め、委員会を定期的に開催し、指針の整備、職員の研修を実施する。

(苦情の申し出)

第15条 施設内に介護サービス・個人情報保護等に対する苦情相談窓口を設置し、苦情・相談を解決する仕組みを設ける。

- (1) 苦情相談窓口は相談室とし、各階に意見箱を設置する。
- (2) 苦情受付担当者は支援相談員とし、各部署に苦情解決責任者を置き解決に当たる。
- (3) 当施設以外に各区役所、国民健康保険団体連合会等でも苦情を受け付けていることを明示する。

第16条 急変・事故時の対応

- (1) サービス提供中に利用者の病状が急変した場合や事故が発生した場合、職員は速やかに医師に連絡し適切な措置を行う。医師への連絡が困難な場合も緊急搬送等の措置をとる。
- (2) 管理者の指示に従い、当該利用者の家族、担当ケアマネジャーに速やかに連絡する。必要な場合、京都市等の保険者に報告する。
- (3) 事業所の責めに帰する事由により利用者に損害を及ぼした場合は誠実な対応を行い、その損害の賠償を行う。
- (4) 事業所は、民間企業が提供する損害賠償保険に加入する。前項規定の賠償に相当する可能性がある場合、利用者または家族に当該保険の調査等の手続きに協力依頼する場合がある。
- (5) 事故発生を防止するため、担当者を設置し、事故発生を防止する対策を検討する委員会を定期的に開催し、指針を整備し、職員の研修を実施する。第18条 利用者の急変又は事故の場合は、下記の通り対応する。

第17条 非常災害対策

- (1) 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行う。
- (2) 台風接近・地震・水害等により安全にサービスを提供することが困難な場合、サービス提供を中止・日時変更する場合がある。

(業務継続計画の策定等)

第18条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を定める。当該業務継続計画を整備し、職員の研修・訓練実施等定期的に実施する。

(職員の就業・服務規律に関する事項)

第19条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人保健福祉の会の就業規則による。
- (2) 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じる。
- (3) 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診する。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

介護老人保健施設西の京	文書番号	
(介護予防) 訪問リハビリテーション 運営規程	制改訂日	2026/4/1
	主管部門	管理委員会

- (4) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (5) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (6) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。
- (7) 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第20条 その他運営に係る理由事項

- (1) 運営規程の概要は、事業所の見やすい場所に提示する。
- (2) この規程に定める事項、運営に関する重要事項は介護老人保健施設西の京管理委員会が定める。

付 則

この運営規程は、2026年4月1日より施行する。

以上